


嘉麻市子ども・子育て支援会議について

嘉麻市子ども・子育て支援会議の所掌事務は、次のとおりです。

子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

- 
- (1) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園の利用定員に関すること。
（法第77条第1項第1号）
 - (2) 家庭的保育（定員5人以下）、小規模保育（定員6人～19人）、居宅訪問型保育、事業所内保育の利用定員に関すること。（同項第2号）
 - (3) 嘉麻市子ども・子育て支援事業計画の策定や変更に関すること。（同項第3号）
 - (4) 嘉麻市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況を調査審議すること。
（同項第4号）

嘉麻市子ども・子育て支援会議では、この4つの事項について審議いたします。

<参考>

嘉麻市子ども・子育て支援会議条例【抜粋】

（設置）

第1条 嘉麻市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況等を調査審議するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、嘉麻市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 支援会議は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) その他子ども・子育て支援に関する施策に関し、市長が特に必要と認める事項

（略）

子ども・子育て支援法【抜粋】

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(略)